

建築物の耐震化促進と見える化による安全確保と安心提供

— 県有施設の耐震化率100%達成・耐震診断結果公表 —

【耐震改修促進法】

- 阪神・淡路大震災において、昭和56年以前の設計基準で建築された建築物が多く倒壊したことを契機に制定
- ① 都道府県の耐震改修促進計画策定を義務化 (計画的な耐震化促進が目的)
- ② 大規模な建築物等※1の所有者に対し、耐震診断の実施と診断結果報告を義務付け
※1 3,000㎡以上の学校、5,000㎡以上の病院・店舗等

所管行政庁において、耐震診断結果を公表

○ 耐震改修とは…

地震に対する安全性を確保するため、耐震性能を向上させる改修工事 (耐震ブレースの付加等)

○ 耐震診断とは…

地震に対する安全性を数値等により評価すること

2

対象建築物の耐震診断結果を 見える化！ (その2)

- 診断結果を所管行政庁 (県・市※3) のHPで公表
189施設 (県:78施設 市:111施設)

※3 水戸市、日立市、土浦市、古河市、取手市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市【9市】

1 茨城県耐震改修促進計画を策定

- 建築物の耐震化を計画的に推進するため、県計画を策定 (H19.3)
- 県有施設※2の耐震化率100%を目標設定
73.2% (H17時点) → 100% (H28.3まで)
※2 1,000㎡以上の学校・病院・店舗等, 200㎡以上の防災拠点施設等

県有施設の耐震化を着実に推進

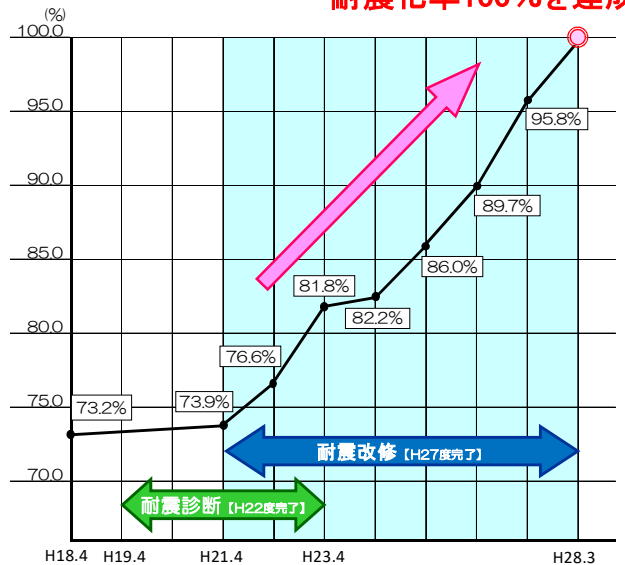
県有施設の
耐震化率100%を達成！

県有施設 (1,439棟) の耐震化が完了 H28.3
【県民の安全を確保】

耐震化の進捗を 見える化！ (その1)

- 県有施設の耐震化の進捗や、施設ごとの耐震化状況をHPに公開
【県民に安心を提供】

耐震化率100%を達成！



計画対象県有施設の耐震化率の推移

<県有施設耐震改修事例>



【耐震改修前】



【耐震改修後】